

改正

平成21年3月27日市長決裁

鴻巣市道路清掃美化奉仕活動推進要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、道路清掃美化奉仕活動（以下「奉仕活動」という。）を推進することにより、快適で美しい道路環境づくりを推進するとともに、道路愛護意識の向上を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱で「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）に定める道路のほか、市で管理する道路をいう。

2 この要綱で「奉仕活動」とは、道路の除草、清掃等及び道路側溝の清掃を行うことをいう。

(推進会の設立等)

**第3条** 道路清掃美化奉仕活動推進会（奉仕活動に熱意ある者概ね7人以上で構成するものをいう。以下「推進会」という。）は、原則として各自治会内で組織し、道路清掃美化奉仕活動推進会設立・更新届出書（様式第1号）により、市長に届け出るものとする。

2 推進会の設立届は、3年ごとに更新するものとする。

(変更届)

**第4条** 推進会は、次に掲げる理由が生じたときは、道路清掃美化奉仕活動推進会変更届出書（様式第2号）により、速やかに市長に届け出るものとする。

- (1) 推進会の名称を変更したとき。
- (2) 推進会の代表者を変更したとき。
- (3) その他市長が必要と認めたとき。

(奨励金の交付等)

**第5条** 市長は、推進会に対し、別表第1に定める奉仕活動奨励金交付基準により、道路清掃美化奉仕活動奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するものとする。

2 奨励金は、毎年3月に交付するものとする。

(奉仕活動計画書)

**第6条** 奨励金の交付を受けようとする推進会は、別表第2に定める奉仕活動指針により、奉仕活動を実施するものとし、毎年度、道路清掃美化奉仕活動計画書（様式第3号）を市長に提出する

ものとする。

(奉仕活動実績報告書)

**第7条** 奨励金の交付を受けようとする推進会は、当該年度の道路清掃美化奉仕活動実績報告書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(指導等)

**第8条** 市長は、推進会に対し、必要に応じ指導及び助言を行うものとする。

(連絡会議)

**第9条** 市長は、奉仕活動推進上必要と認めたときは、各推進会の代表者等による連絡会議を開催するものとする。

(推進会解散届)

**第10条** 推進会は、解散する場合は、道路清掃美化奉仕活動推進会解散届出書(様式第5号)により速やかに市長に届け出るものとする。

(その他)

**第11条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に市長が定める。

#### 附 則

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成21年3月27日市長決裁)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

#### 別表第1 (第5条関係)

##### 側溝清掃

単価 円/m	日数割	均等割
16円	1,600円	4,000円

##### 植樹柵管理

除草 円/m <sup>2</sup>	日数割	均等割
50円	1,600円	4,000円

植樹木せんてい	日数割	均等割
ひばり野・中央・生出塚地区 600円/m <sup>2</sup>	1,600円	4,000円

赤見台地区 100円／㎡		
--------------	--	--

※ 上記奨励金交付基準は予算の範囲以内とする。

**別表第2**（第6条関係）

奉仕活動区分	奉仕活動内容
側溝清掃	4月から3月までの間 1回以上
植樹樹除草	4月から10月までの間 2回以上
植樹木剪定	4月から10月までの間 1回以上

様式第1号（第3条関係）

様式第2号（第4条関係）

様式第3号（第6条関係）

様式第4号（第7条関係）

様式第5号（第10条関係）